

## 苫小牧市学校給食共同調理場運営審議会 議事録

平成23年1月26日(水)

第1学校給食共同調理場

2階会議室

事務局 学校給食共同調理場規則第7条第4項に基づき、本日の会議が成立していることを報告する。以下、会長が議事進行を努める。

議長 それでは、次第の3番、報告に入ります。第1号苫小牧市学校給食調理等委託事業に関する陳情について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 《 資料P3を説明 》

議長 ただ今の説明に対しまして、何かご質問ご意見はございませんでしょうか。私の方から質問させていただいてよろしいでしょうか。過日1月17日付けの民報に、この苫小牧弁当仕出協同組合の記事が載っておりました。そこで、今の説明のように「実績がないから応募できないということにはならない」とありましたが、附則か、何か今まであったのでしょうか。

部長 実績ですが、これから業者選定における条件、要件を検討する中で、他の市町村の条件等を調査しております。他の市町村では給食調理業務の経験があるという条件を加えている市が多数です。そういう情報を仕出組合さんが得て、それを本市の選定条件に入れると陳情のとおり、最初から地元が参入できなくなるという話で、まだ我々は条件を決めた訳ではないのですが、そういう情報の元で危惧され、議会に陳情したという流れです。議会で採択されましたので、他市が参考にしている実績のあるところは安全安心という面で一つの目安になりますが、それに代わる仕出組合さんや違う業者さんがどういう形で安全安心を担保するのかを踏まえて、条件をどう整理したらいいか今検討している段階です。

議長 そうすると、あくまで参加する資格があると認めただけであって、例えば本州とか道内の他の業者さんになる可能性も大いにあるということですね。

部長 そうです。

議長 その他、質問ございませんでしょうか。教育長さんから何かありませんか。

教育長 そもそも新しく給食調理場を作ろうとした時に、財源の問題など非常に厳しい状況のなかでPFI方式の民設民営、民間が作って調理業務も民営でということ当初は検討を始めましたが、そうすると大手の資本がどんどん入

ってきて、地元にとっては却って恐怖ではないかということがあり、審議会でも建物については、地元の企業で作ろうとなりました。今度は残った部分の調理部門をどうするかということで、安全の問題とかいろいろ検討した結果、安全を十分担保できるということで、一部業務を民間委託することになった訳です。ここでまた大手が入ってくることに對する市民感情として、建物も地元が発注したことだし、運営の方も何とか地元を使ってはという思いが非常に強くて、議員さんも同様にこの陳情は採択となったのですが、改めてこれは誰でもそういう資格があれば受けられる訳ですから、そういう中で最終的に判断していくことになるので、今の段階ではどうなるか分かりませんが、地元の方にも道は広げますよということで、途中の段階だということです。

議 長 他にご意見ございますか。

無いようですので、次第の4番、その他について、事務局の方で何かありますか。

事務局 ございません。

議 長 それでは私の方から、過日の民報によりますと子ども手当から給食費を天引きする云々という記事が載っております、ただ、その時に保護者の了解を得なくてはならないということでしたが、市の方で何か決めていることがありましたらと思ひまして質問させていただきます。

事務局 子ども手当の担当課と協議を行っています。ただ、今国会の審議によってどうなるか何とも言えないのですが、子ども手当から天引きできるということは収納率から考えると、諸手を挙げて賛成したいと思います。ただ、条件として保護者からの同意書をいただかなくてはならないことになると、大変だと危惧しています。100人の内、95人から96人はきちっと納めていただいている訳で、残りの4人から5人が、未納で残っている。その人たちから同意書をいただくと云ったときに、今までも児童手当がありましたが、給付されたものから天引きされることに対して同意が得られるかとの懸念があります。それと、まだ決まっていないですが、時限立法で現年度だけの対応になるのか、過年度についても天引きになるのか、によって同意の仕方、交渉の仕方、天引きの仕方というのが変わってきますので、具体的に決まらなないと、どう対応していいのかと考えています。法律が決まればそれに向けて動き出すこととなりますので、それに伴う作業は忙しくなるものと思っています。

議 長 これを含めて委員さんのなかで、これだけはどういうようなご意見はございませんでしょうか。

委 員 同意されないのは4.5%、4%の内ですか？

事務局 あくまでも同意が条件となりますと、同意を取れるものしかできないです。保育料は条件なしで天引きできますが、給食費は今のところ同意を取らなければならないとなっています。保育料と給食費の両方に未納のある世帯が天引きになったら、保育料は条件なしで天引きできますので、先取りされて給食費に回ってくるものはないということも考えられますから、子ども手当の担当課と十分協議して行かなければならないものと思っています。

教育長 生活に困って給食費が払えない方たちは、生活保護の中で落とすことができますが全額本人に支給されますので、校長先生に引き落としとしても構いませんという承諾を結んだ方は引くことができます。それと近いようなことが起きてくる気がします。承諾書が必要になった場合、どの様な承諾になるのか分かりませんが、簡単ではないが承諾書はもらわなければならない。子ども手当から給食費の天引きというのがこれだけ騒がれていますから、国民の目がそういうところに行っている部分がありますから、いい効果が出る部分もありますが、経済的に困って無くて払わない方が問題になっている訳です。あくまでも本人の考え方できちんと受けとめていただきたい、と思っています。

議 長 新聞報道によりますと、給食費の滞納額は約8,300万と書かれていますが、これは累積ですか。

事務局 過去2年間を含めた全部です。

議 長 すごい額ですね。

事務局 決算ベースで約3,000万が未納。今年は22年度ですから、21年度、20年度の三カ年を徴収の対象としています。

議 長 本当に払えない人は、生活保護の対象になっているのですから、様々な事情があるとは思いますが、負担の点で言えば不公平ですよ。要するにごね得って言うのですか。個人的に言えば条例でも作っていただいて強制徴収していただきたいと思います。私の個人的な意見ですが。

事務局 払っている人も払っていない人も誰であろうと天引きするのであれば、やり易いと思いますが、未納者から承諾をもらわなければならないとなると、ひと手間掛けないと駄目かなという気はします。これは法案がどういう形になるのか、時限立法になるのか、が気になります。毎年毎年となりますと、今年決まっても、また変わったときに駄目だとなったら一年で終わりという

ことも考えられます。今、天引きとなれば子ども手当担当課の電算システムを我々と連動するように変えなければならない大きな作業がありますので、それが一年で駄目になったらまた元に戻すということ、これも不安のひとつでもあります。

議 長 私もう子どもが大きいので、子ども手当には何の興味もなかったのですが、この件からすごく注目してテレビ報道も見ようになりました。

委 員 性悪説で考えると、仮に承諾書を取るといふようなことであれば、画期的に収納率が改善するとは考えられないと、そういう見方もできる訳ですね。

事務局 そういう懸念もあります。今まで払わなかった人から承諾書が取れるかどうかということですよ。

委 員 何ら変わらない。

事務局 そこはちょっと不安です。

委 員 そのシステムを色々作り変えるのに手間と時間が掛かったというだけで、そういうことも有り得る訳ですね。

委 員 承諾書をもらっても、払わない人は払わないかもしれませんね。

事務局 天引きだから承諾さえ取れば良いのです。ただ、その承諾を取ること自体が今まで払ってなかった方から、そんなもの出せないと言われてたらそこまでかとの思いもあります。

事務局 この間、胆振日高管内のセンター長会議というのがありまして、情報交換の中でこの話が出ました。人口規模によっても違って来るのですが、ある程度大きいところだと、承諾書を対象者にだけ配るのか、最初から4月の時点で全員に配って、書くだけ書いてもらって、未納があった場合即座に引けるようにできればいいのですが、95%の95人の方はお支払いいただいている訳ですから、そういう方にすれば気分的な問題があります。小さいところの方々はそれなりにできそうな話もしていましたが、皆さんその様な状況でした。

議 長 他になければ、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。